

第2章 リサイクル計画の作成等

第1 リサイクル事前調査の実施

建設資源循環を促進していくためには、計画的な取組が必要であり、各工事ごとにリサイクル計画を作成する。また、建設副産物の再使用や再生利用等を促進するためには、工事間利用、建設発生土等を建設資材又は建設資材の原材料として受け入れる公的な機関（以下「受入機関」という。）の活用が重要な要因であるが、これらの円滑な実施には利用調整が不可欠である。

リサイクル計画の作成や利用調整の実施に当たっては、建設副産物の発生予測等に関する事前調査が必要であり、毎年度、各工事ごと、品目ごとに事前調査を実施する。（表－1及び表－2参照）

なお、事前調査の実施に先立って発注部局の担当者（建設副産物担当、設計担当、監督員等）を対象に説明会を開催するものとし、毎年8月頃を目途に開催する（しゅんせつ土処分予定量調査を除く。）。

（表－1）調査の種類等

調査の種類	対象品目	実施機関
公共工事土量調査	建設発生土	東京都建設発生土利用調整会議
建設泥土調査	建設泥土	東京都建設発生土利用調整会議
覆土材調査	覆土材 ※1	東京都建設発生土利用調整会議
コンクリート塊調査	コンクリート塊	東京都建設発生土利用調整会議
処理土等供給(受入)調査	建設泥土等 ※2	東京都建設発生土利用調整会議
しゅんせつ土処分予定量調査	しゅんせつ土	東京都港湾局臨海開発部

※1：廃棄物の海面処分場で使用する覆土（建設発生土として扱うもの又は一般指定制度及び個別指定制度により建設泥土として扱うもの。）

※2：建設泥土を処理した改良土を含む

（表－2）調査の概略スケジュール表 ※実施年度により多少の変動が生じる

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
説 明 会					★								
公共工事土量調査						←→		←→					
建設泥土調査						←→		←→					
覆土材調査						←→		←→					
コンクリート塊調査						←→		←→					
処理土等供給(受入)調査									←→				
しゅんせつ土処分予定量調査			←→						←→				
調査結果の通知								★					★

1 公共工事土量調査

都は、建設発生土の工事間利用や受入機関の活用などの利用調整の基礎資料とするため、「東京都建設発生土利用調整会議」（都の 9 局及び 3 都監理団体等で構成、会長は東京都都市整備局都市づくり政策部長、事務局は東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係。以下「利用調整会議」という。）を主体として、毎年度「公共工事土量調査」（以下「土量調査」という。）を実施してきたが今後もこれを継続する。調査は利用調整会議の事務局である都市整備局（以下「利用調整会議事務局」という。）が発注部局に依頼するとともに、その結果を利用調整会議に諮った後、文書等により発注部局に通知する。

また、国（国土交通省）は、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（平成 15 年 10 月国土交通省。以下「行動計画」という。）に基づき、全国の国、独立行政法人、都道府県、区市町村等発注工事を対象として、各地方単位で公共工事土量調査を行うことを決定しており、関東地方においては、「関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会」（国、独立行政法人、1 都 8 県、4 政令指定都市等で構成、会長は国土交通省関東地方整備局長、事務局は国土交通省関東地方整備局企画部に置かれている。以下「関東協議会」という。）が関東協議会構成機関及び区市町村の発注工事を対象に関東地方の公共工事土量調査を行うこととなっている。

(1) 都の土量調査

都の土量調査の概要については、以下のとおりとする。

調査対象工事 (翌年度施工予定工事)	○都関連工事
	○国・独立行政法人等発注工事 (国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、都関連工事との工事間利用や受入機関の利用について調整の必要のあるものを対象とする。)
	○土地区画整理事業等（都関連工事との工事間利用や受入機関の利用について調整の必要のあるものを対象とする。)
調査対象規模	○搬出工事・搬入工事ともに、調査時点で工事件名、工事場所、土量、土質、搬出入時期等が明確であれば、土量の規模に係わらず対象とする。 また、第1回調査時点でこれらの条件が明確でない場合において第2回調査時点で明確になっていれば対象とする。さらに、第2回調査時点でも明確でない場合は、調査終了後に条件が明確になった時点で随時、追加工事の手続きを行う。
調査実施時期	○第1回調査（当初調査）：毎年9月頃を目途に実施する。
	○第2回調査（見直し調査）：毎年12月頃を目途に実施する。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、土質、搬出量、搬入量、購入材（新材）を使用する場合の理由（購入材の使用抑制）等
調査方法	○発注者が「東京都建設発生土情報システム」に入力を行う。 ○土量調査の詳細や土量調査票の入力方法等については、調査時に配布する「公共工事土量調査要領」による。

建設発生土又は建設泥土の判断	○ 発生する土砂が建設発生土であるか建設泥土であるかの判断は、「東京都建設泥土リサイクル指針」（以下「泥土指針」という。）による。
土質区分基準	○建設発生土の土質区分基準については、「発生土利用基準について」（国土交通省）による。（巻末資料参照）
提出先	（利用調整会議事務局） ○東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係 （東京都庁第二本庁舎21階） 所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電 話 03-5321-1111 内線 30-235～6 F A X 内線 65-351 直 通 03-5388-3231 F A X 03-5388-1351

(2) 関東地方の公共工事土量調査

関東協議会が実施する関東地方の公共工事土量調査は、行動計画の具体的施策として位置付けられており、「建設発生土の工事間利用調整実施マニュアル」（関東協議会）にその詳細が定められているが、都はこれまでどおり都独自の土量調査を行うため、この調査においては利用調整会議事務局が都の土量調査データを関東協議会事務局に提出することで対応する。

参考までに関東地方の公共工事土量調査の概要を示す。

調査対象工事	○関東協議会構成機関のうち、公共工事の発注機関である国、独立行政法人、都県、政令市となっている。また、関東協議会に加入していない区市町村も対象とされている。
調査対象規模	○搬出工事は1000m ³ 以上、搬入工事は500m ³ 以上が対象となっている。
調査実施時期	○予定調査 ・第1回目調査：毎年2月頃（前年度）に実施する予定となっている。 ・第2回目調査：毎年8月頃（当年度）に実施する予定となっている。
	○実績調査 ・毎年度3月頃（当年度）に実施する予定となっている。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、土質、搬出量、搬入量等（予定、実績）
調査方法	○発注部局はこの調査を行う必要はない。 （関東地方の公共工事土量調査は、都の土量調査で収集したデータを利用調整会議事務局が、「公共工事土量調査入力システム」のデータフォーマットに変換したうえで、公共工事土量調査事務局である関東協議会事務局（国土交通省関東地方整備局）に提出することで対応する。）

2 建設泥土調査

建設泥土の工事間利用などの利用調整の基礎資料とするため、利用調整会議が土量調査の実施に併せ毎年度「建設泥土調査」（以下「泥土調査」という。）を実施する。

なお、泥土調査は利用調整会議事務局が発注部局に依頼するとともに、その結果を文書等により通知する。

泥土調査の概要は、以下のとおりとする。

調査対象工事 (翌年度施工予定工事)	○都関連工事 ○国・独立行政法人等発注工事 (都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、都関連工事との工事間利用について調整の必要のあるものを対象とする。)
調査対象規模	○搬出工事について100m ³ 以上を対象とする。
調査実施時期	○第1回調査（当初調査）：毎年9月頃を目途に実施する。 ○第2回調査（見直し調査）：毎年12月頃を目途に実施する。
調 査 内 容	○工事件名、工事場所、工期、土質、搬出量等 ○自ら利用対象工事 ○工事間利用対象工事 ○海面処分場覆土材利用対象工事 ○新海面処分場基盤整備用材利用対象工事（都発注工事のうち泥土圧シールド（推進）工法の工事に限る。） ○公益事業者との共同事業対象工事（都発注工事のうち泥水シールド（推進）工法又は泥土圧シールド（推進）工法の工事に限る。） ○建設資材原料化対象工事 ○再資源化施設活用対象工事
調 査 方 法	○発注者が「建設泥土調査票」に必要事項を記入し、事務局あて提出する。 ○泥土調査の詳細や建設泥土調査票の入力方法等については、調査時に配布する「建設泥土調査要領」による。
建設発生土又は建設泥土の判断	○発生する泥土が建設発生土であるか建設泥土であるかの判断は、泥土指針による。
提 出 先	○土量調査と同じ。

3 覆土材調査

海面処分場（中央防波堤外側廃棄物処分場及び新海面処分場をいう。以下同じ。）で使用する覆土（中間覆土及び最終覆土）の利用調整の基礎資料とするため、利用調整会議が土量調査の実施に併せ毎年度「覆土材調査」を実施する。

なお、覆土材調査は利用調整会議事務局が発注部局に依頼するとともに、その結果を文書等により通知する。

覆土材調査の概要は、以下のとおりとする。

調査対象工事 (翌年度施工予定工事)	○都関連工事のうち、泥水循環方式、泥土圧方式等の工法において、一体の施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理工程（脱水、濃縮、安定処理、乾燥等）を経て、ホッパー又はピット等から搬出されたときに泥状を呈しなくなった建設発生土（改良土）又は建設泥土を改良した改良土が発生する工事を対象とする。
調査対象規模	○搬出工事について100m ³ 以上を対象とする。
調査実施時期	○第1回調査（当初調査）：毎年9月頃を目途に実施する。 ○第2回調査（見直し調査）：毎年12月頃を目途に実施する
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、土質、搬出量等
調査方法	○発注者が「建設泥土調査票」に必要事項を記入し、事務局あて提出する。 ○覆土材調査の詳細や建設泥土調査票の入力方法等については、調査時に配布する「覆土材調査要領」による。
建設発生土又は建設泥土の判断	○使用する覆土材が建設発生土（改良土を含む。）であるか建設泥土改良土であるかの判断は、泥土指針による。
提出先	○土量調査と同じ。

4 コンクリート塊調査

コンクリート塊の工事間利用、海面処分場の作業用道路造成材利用などの利用調整の基礎資料とするため、利用調整会議が土量調査の実施に併せ毎年度「コンクリート塊調査」を実施する。

なお、コンクリート塊調査は利用調整会議事務局が発注部局に依頼するとともに、その結果を文書等により通知する。

コンクリート塊調査の概要は、以下のとおりとする。

調査対象工事 (翌年度施工予定工事)	○都関連工事 ○国・独立行政法人等発注工事 (都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、都関連工事との工事間利用について調整の必要のあるものを対象とする。ただし、海面処分場の作業用道路造成材は除く。)
調査対象規模	○コンクリート塊を搬出する工事は、100 m ³ 以上発生する工事を対象とする。 ○海面処分場の作業用道路造成材利用を希望する場合は、調査票にその旨を記載する。(最大径30 c m程度に加工が可能な場合に限る。) ○コンクリート塊の搬入を希望する工事は、100m ³ 以上必要とする工事を対象とする。
調査実施時期	○第1回調査（当初調査）：毎年9月頃を目途に実施する。 ○第2回調査（見直し調査）：毎年12月頃を目途に実施する。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、搬出量等

調 査 方 法	○コンクリート塊調査の詳細やコンクリート塊調査票の入力方法等については、調査時に配布する「コンクリート塊調査要領」による。
提 出 先	○土量調査と同じ。

5 処理土等供給（受入）調査

建設泥土の中長期的な工事間利用などの取組を行うため、建設泥土が大量、かつ、長期間に渡って発生する工事を把握するため「処理土等供給調査」を、大規模な埋立、盛土、築堤等のうち、建設泥土を改良したものの受入が可能な工事を把握するため「処理土等受入調査」を、利用調整会議が土量調査に併せ毎年度実施する。

なお、処理土等供給（受入）調査は利用調整会議事務局が発注部局に依頼するとともに、その結果を文書等により通知する。

処理土等供給（受入）調査の概要は、以下のとおりとする。

調査対象工事 (翌年度施工予定工事)	○都関連工事 ○国・独立行政法人等発注工事 (都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、都関連工事との工事間利用について調整の必要のあるものを対象とする。)
調査対象規模	○処理土等供給調査については1,000m ³ 以上を対象とする。 ○処理土等受入調査については、処理土等を受入可能な工事であって受入可能土量が1,000m ³ 以上のものを対象とする。
調査実施時期	○第1回調査（当初調査）：毎年9月頃を目途に実施する。 ○第2回調査（見直し調査）：毎年12月頃を目途に実施する。
調 査 内 容	○工事件名、工事場所、工期、土質、搬出量、搬入量等
調 査 方 法	○処理土等供給（受入）調査の詳細や処理土等供給（受入）調査票の入力方法等については、調査時に配布する「処理土等供給（受入）調査要領」による。
提 出 先	○土量調査と同じ。

6 しゅんせつ土処分予定量調査

河川及び港湾の維持しゅんせつや工事しゅんせつに伴い発生するしゅんせつ土について、「廃棄物等の埋立処分計画」（平成19年1月東京都。以下「埋立処分計画」という。）に基づく毎年度の「しゅんせつ土受入計画」の策定に際して、新海面処分場埋立地（以下「新海面処分場」という。）への埋立処分（新海面処分場の基盤整備用材）量、東京湾内の浅場造成や漁場整備等へのしゅんせつ土の利用（以下「有効利用」という。）量の把握と搬入調整等のために「しゅんせつ土処分予定量調査」（以下「しゅんせつ土調査」という。）をしゅんせつ土調査事務局である「東京都港湾局臨海開発部」が毎年度実施する。

なお、調査はしゅんせつ土調査事務局が発注部局に依頼するとともに、しゅんせつ土受入計画決定後、しゅんせつ土受入計画量を文書等により通知する。

しゅんせつ土調査の概要は、以下のとおりとする。

調査対象工事	○都関連工事のうちしゅんせつ土が発生するもの
--------	------------------------

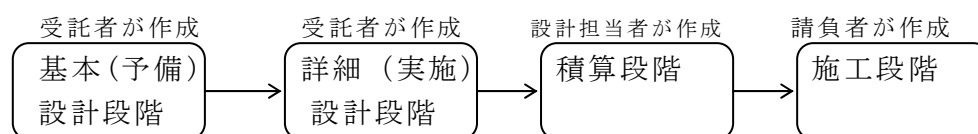
(翌年度施工予定工事)	○国・独立行政法人等発注工事 (都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、しゅんせつ土が発生し、調整の必要のあるものを対象とする。)
調査対象規模	○しゅんせつ土が発生する工事を対象とする。
調査実施時期	○第1回調査（当初調査）：毎年6月頃を目途に実施する。 ○第2回調査（見直し調査）：毎年12月頃を目途に実施する。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、土質、搬出量等
調査方法	○しゅんせつ土調査の詳細やしゅんせつ土調査票の入力方法等については、調査時に配布する「しゅんせつ土調査要領」による。
提出先	(しゅんせつ土調査事務局) ○東京都港湾局臨海開発部開発整備課調整係 (東京都庁第二本庁舎25階) 所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電 話 03-5321-1111 内線 43-341～2 F A X 内線 65-577 直 通 03-5320-5571 F A X 03-5388-1577

第2 リサイクル計画の作成

建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、基本（予備）設計及び詳細（実施）設計段階、積算段階、施工段階において、建設副産物の発生抑制、現場内利用、工事間利用、再資源化施設の活用、再生建設資材の利用等について、リサイクル計画を作成する。

発注部局は、設計委託標準仕様書又は設計委託特記仕様書等において、受託者はリサイクル計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。また、工事標準仕様書又は特記仕様書等において、請負者はリサイクル計画を含めた施工計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。（図－2 参照）

（図－2）リサイクル計画作成フロー



1 基本（予備）・詳細（実施）設計段階

受託者は、設計業務委託の一環として、以下のとおり基本（予備）・詳細設計（実施）設計段階のリサイクル計画を作成する。

基本（予備）設計段階の計画	○受託者は、「リサイクル計画書（基本（予備）設計段階）」を作成するものとし、リサイクル計画書には「再生資源利用〔促進〕計画書」を添付する。 なお、リサイクル計画書は下記の要件に該当する場合に作成する。 (要件) ・100m ³ 以上の土砂（しゅんせつ土を含む）が発生する工事
---------------	---

	・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物の合計重量が 20 トン以上発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり 1 トン以上搬出する工事 ・100m³以上の土砂を搬入する工事 ・50 トン以上の碎石を搬入する工事 ・20 トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (添付図書の作成) ・再生資源利用〔促進〕計画書は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」(C^レREDAS^ス)をダウンロードするなどして作成することができる。 HP http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html¹ なお、再生資源利用〔促進〕計画書は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく建設省令(巻末資料参照)により、一定規模以上の工事に利用計画等の作成が義務付けられており、さらに、都独自に工事規模基準を上記のように定め、提出を義務付けているものである。(第3章第1、1(2)「発注部局の取組」参照。) また、再生資源利用〔促進〕計画書の作成に当たっては、別途定める「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)作成の手引き」を参考にするとよい。
詳細(実施)設計段階の計画	○受託者は、基本(予備)設計時のリサイクル計画書の内容を踏まえ、「リサイクル計画書(詳細(実施)設計段階)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用〔促進〕計画書を添付する(作成方法は基本(予備)設計段階と同じ。)。また、基本(予備)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。 なお、リサイクル計画書は下記の要件に該当する場合に作成する。 (要件) ・基本(予備)設計段階と同じ ○受託者は、建築物の解体工事の場合は、「リサイクル計画書(解体工事用)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用〔促進〕計画書を添付する(作成方法は基本(予備)設計段階と同じ。)。また、基本(予備)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。

2 積算段階

設計担当者は、設計・積算業務の一環として以下のとおりリサイクル計画を作成する。

積算段階の計画	○設計担当者は、設計・積算に当たっては、基本(予備)・詳細(実施)設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書(積算段階)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用〔促進〕計画書を添付する(リサイクル計画書の作成は、国土交通省のホームページに掲載されているCREDA S又は「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)に含まれるCREDA Sによる。) なお、基本(予備)・詳細(実施)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。
	○設計担当者は、建築物の解体工事の場合は、解体工事用のリサイクル計画書を作成するものとし、基本(予備)・詳細(実施)設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書(解体工事用)」を作成するものとし、リサイクル計画書には再生資源利用〔促進〕計画書を添付する(作成方法は上記と同じ。)
	○設計担当者は、下記の要件に該当する工事の起工に当たっては、工事設計書にリサイクル計画書を添付し、建設リサイクルに対する取り組み内容を明確にする。 (要件) ・100m³以上の土砂(しゅんせつ土を含む)が発生する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物の合計重量が20トン以上発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事 ・100m³以上の土砂を搬入する工事 ・50トン以上の砕石を搬入する工事 ・20トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ・リサイクル計画書(解体工事用)を作成した工事
	○設計担当者等は、工事設計書毎に添付したリサイクル計画書の写しについて、1年間(翌年度の4月～3月)保管し、建設リサイクル促進や進行管理等に活用する。
	○設計担当者は、積算段階において「リサイクル計画書(積算段階)」を作成したとき、以下の要因が生じた場合には、「リサイクル阻害要因説明書(積算段階)」を作成、その原因を明らかにし、以後の対策に活用する。 (要因) ・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を工事現場から直接最終処分せざるを得ない場合 ・建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分せざるを得ない場合

	・建設発生木材を工事現場から直接最終処分する場合及び工事現場から焼却のみ行う中間処理施設に搬出せざるを得ない場合 ・土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用せざるを得ない場合 ・砕石の使用工事において新材を使用せざるを得ない場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く。） ・アスファルト混合物の使用工事において新材を使用せざるを得ない場合（N 7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除く。） ・本ガイドラインで工事現場又は再資源化施設での再資源化又は、再生資源の現場での利用を行うこととなっている物品について、焼却又は最終処分を行わざるを得ない場合 等
	○設計担当者は、リサイクル阻害要因説明書（積算段階）を作成した場合は、工事設計書にリサイクル計画書とともに添付し、起工に当たって阻害要因を明確にする。

3 施工段階

請負者は、施工計画書の作成に当たり、施工段階におけるリサイクル計画を記載するとともに、関係法令及びガイドラインに基づく書類を添付し、監督員に提出する。

(1) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

請負者は、リサイクル計画を含めた施工計画書の作成に当たっては、以下の事項を記載する。

工 事 概 要 等	○工事件名、工事場所、現場代理人名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等
建設副産物の種類、リサイクルの方法等	○建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他
建設副産物の運搬・処理業者	○運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等
現場での分別	○工事現場における建設副産物の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等
解体工事計画	○建築物の解体工事の場合は、解体工事業業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法など

工事記録写真 撮影計画	○建設副産物の処理状況を記録するため、工事記録写真の撮影計画を作成する。この場合、発注部局が定める工事記録写真撮影計画書へ記載してもよい。
	○積込状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等の撮影について記載する。 なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。
	○運搬状況（工事現場出発時）の撮影に当たっては、積込状況、土質、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
	○現場内利用や工事間利用状況の撮影に当たっては、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。
	○再資源化施設の状況や最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）の撮影に当たっては、施設名称看板等を入れて撮影する。

(2) 施工計画書の添付書類

施工計画書には、以下の関係書類を添付する。

再生資源利用 計画書	○再生資源利用計画書は、建設資材（土砂、砕石、アスファルト混合物）を現場に搬入し利用する場合に必要なものである。 ○請負者は、下記の要件に該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム（COBRIS）に含まれるCREDAに必要データを入力して作成、2部印刷して1部を施工計画書に綴じ込み、1部を工事しゅん工まで自ら保管する。（様式集参照） ※なお、発注部局の判断により、簡易契約方式の工事等を除外することができる。 （要件） ・土砂を搬入する工事 ・砕石を搬入する工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入する工事
再生資源利用 促進計画書 （建設廃棄物処理 計画を兼ねる）	○再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に必要なものである。 ○請負者は、下記の要件に該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム（COBRIS）に含まれるCREDAに必要データを入力して作成、2部印刷して1部を施工計画書に綴じ込み、1部を工事しゅん工まで自ら保管する。（様式集参照）

	※なお、発注部局の判断により、簡易契約方式の工事を除外することができる。 (要件) ・建設発生土を搬出する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事
搬入予定民間受入地届	○請負者は、建設発生土の有効利用を行うに当たり、指定処分(B)又は指定処分(C)により、建設発生土の民間受入地(土質改良プラントを含む。以下同じ。)に建設発生土を搬入する場合は、事前に当該民間受入地が本ガイドラインに定義する適正な受入地であることを確認した上で、「搬入予定民間受入地届」(様式集参照)を監督員に提出することとなっている。 (第5章第2の2を参照) 請負者は、この届出書を施工計画書に添付する。
「建設発生土搬出のお知らせ」の提出	○請負者は、下記の要件に該当する工事の施工計画に当たっては、「建設発生土搬出のお知らせ」(様式集参照)を3部作成、1部を受入地のある区市町村の建設発生土搬出のお知らせ受理窓口あてに郵送、FAX等で提供し、1部を施工計画書に添付し、1部を自ら保管する。 (要件) ・対象は建設発生土を100m³以上搬出する工事とする。 (その他の条件) ・提出先は、都内の区市町村については、利用調整会議が調査の上作成する資料(巻末資料参照)による。また、都以外の県の市町村については、受入機関の場合は(株)建設資源広域利用センター等が調査の上作成する資料によるものとし、民間受入地の場合は請負者が当該民間受入地が所在する市町村に問い合わせるものとする。 ・受入機関のうち、「新海面処分場」及び「海面処分場」については、造成された土地の帰属が未確定であることから、対象外とする。 ・搬出先の都県又は区市町村に建設発生土に関する条例が制定されている場合には、その定めに従い必要な手続きを行う。
産業廃棄物に係る許可証の写し	○収集運搬業者、処分業者の許可証の写しを添付する。ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての利用を行う場合は中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも併せて添付する。

産業廃棄物処理委託契約書の写し	○請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての利用を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。
運搬ルート図	○建設副産物の運搬ルート図を添付する。
マニフェストの様式	○工事で使用するマニフェスト（一次マニフェスト）の様式、電子マニフェストの場合は手続き方法等の資料を添付する。

※ 再生資源利用（促進）計画書の作成に当たっては、別途作成の「再生資源利用（促進）計画書（実施書）作成の手引き」を参考として、適正な計画書の作成に努める。

(3) 工事完了段階に提出する書類

請負者は、再資源化等の完了段階又は工事完了段階には、①再生資源利用実施書、②再生資源利用促進実施書（建設廃棄物処理実績報告を兼ねる）、③リサイクル阻害要因説明書（工事完了段階用）を提出する。（第9章第1を参照）